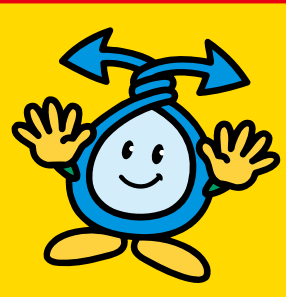




令和5年4月から



プラスチック製品を
燃やすごみから資源ごみへ!

プラスチック製品の 分別回収がスタートします。

令和5年4月から家庭ごみのプラスチックごみの出し方が、次のように変わります。

プラスチック製品を **プラスチック製の「容器」と「包装」**
と**一緒に入れて**お出してください。

プラスチック製品

(新たに分別回収するプラスチック製品の例)

歯ブラシ
(電動歯ブラシ
は対象外です)

クリーニング袋

スプーン・フォーク

ストロー

保存容器

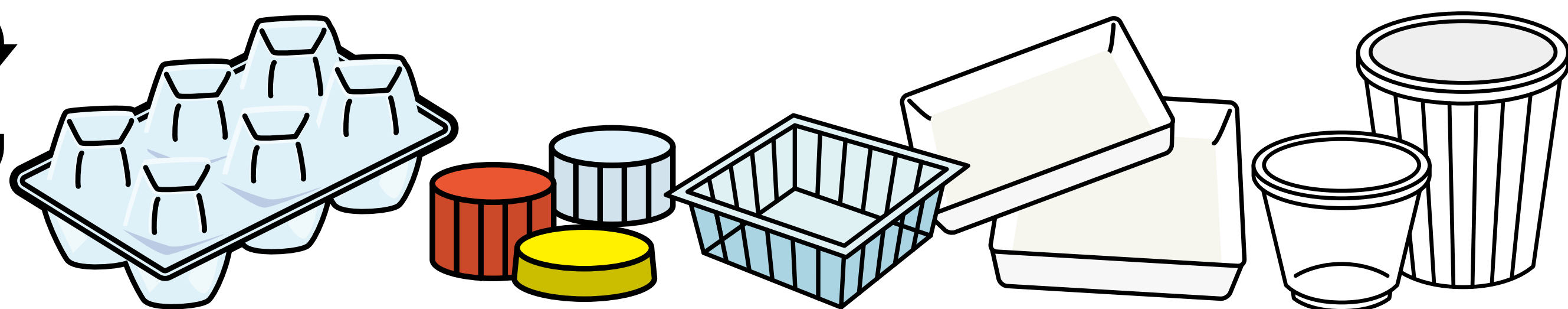
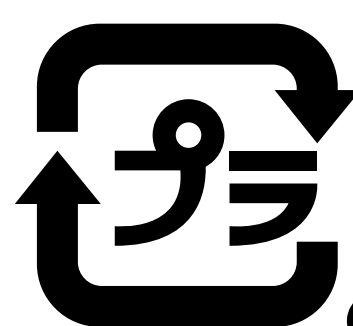
洗濯ばさみ

衣装用・洗濯用ハンガー

ラップフィルム



プラスチック製の 「容器」と「包装」

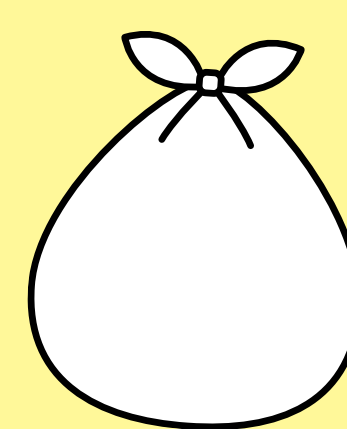


資源ごみ



収集日は
プラスチック製の
「容器」と「包装」と
同じ日です。

民間業者が収集するマンションの場合



無色透明又は白色透明の袋
ごみの出し方の詳細は、マンション
管理会社へお問い合わせください。

お願い

リチウムイオン電池使用製品や刃物類、在宅医療器具などは、
収集や手作業での異物除去の際に、事故やケガにつながる
おそれがあるため、資源ごみでは絶対に出さないでください!



市民しんぶん区版(令和5年3月15日号)挟み込みでもお知らせします。

詳しくは 京都市 分別回収スタート

検索

問合せ先：京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課
TEL:075-222-3946 FAX:075-213-0453 令和5年3月 京都市印刷物 第042283号



この印刷物が不要になれば、
「雑がみ」として古紙回収へ!

